

1. 店頭窓口で手数料をいただく場合

お振込やご両替など店頭窓口において手数料をいただく場合は、適格請求書として「領収書」をお渡しします。

領収書

金額 ¥6,500

手数料(代金) 1 件 手数料(代金)として上記金額を領収いたしました。

株式会社 よこしん

消費税10%対象
手数料金額 5,500円
消費税額 1,000円

令和 5 年10月 2 日
本店営業部

2. 振込依頼書および代金取立手形依頼書により手数料をいただく場合

店頭窓口等で振込依頼書および代金取立手形依頼書により手数料をいただく場合は、適格請求書として、別途上記1の領収書をお渡しします。現行の取扱い方法と異なりますのでご注意ください。

3. 預金口座から自動振替で手数料をいただく場合

貸金庫やインターネットバンキング基本手数料・振込手数料等の口座振替により手数料をいただく場合は、適格請求書として「インボイス通知書」(DM)あるいは「インボイス通知書」(随時)を郵送、店頭にてお渡しします。一部の取引においては、上記1の領収書をお渡しする場合があります。

(1) インボイス通知書 (DM)

インボイス通知書 (DM) の発行については「インボイス通知書継続発行依頼書」に必要事項をご記入のうえ、原則、取引店にご提出ください。インボイス通知書 (DM) の発行サイクルは、毎月、3か月、半年、年間の中から選択できます。

(2) インボイス通知書 (随時)

インボイス通知書 (随時) の発行については「インボイス通知書随時発行依頼書」に必要事項をご記入のうえ、原則、取引店にご提出ください。指定された取引期間中の明細を発行します。

4. A T M、両替機で手数料をいただく場合

A T Mや両替機で手数料をいただく場合は、適格請求書の交付義務が免除される自動販売機特例のため適格請求書は発行いたしません。今までどおり「ご利用明細票」を課税事業者さま控えとしてご利用ください。

※自動販売機特例とは:A T Mや両替機等による手数料3万円未満の取引は適格請求書発行が免除されること。自動販売機特例は、一定事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除が認められます。記載事項は①課税仕入れの相手方の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④対価の額 ⑤課税仕入れの相手方の住所または所在地 ⑥特例の対象となる旨 となります。詳しくは、国税庁ホームページを参照ください。

5. 適格請求書発行のご留意事項

適格請求書は税務申告時の保管書類となりますので、大切に保管してください。

また、振込依頼書等一部伝票類をインボイス対応のため改訂します。お手元の用紙は継続してご利用いただけます。

なお、適格請求書を紛失した場合、再交付に伴う手数料が発生することがありますのでご了承ください。

適格請求書を必要とされる課税事業者さまへ

令和5年10月1日より開始される適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、課税事業者さまにお渡しする適格請求書の取扱い方法についてお知らせします。

なお、横浜信用金庫の登録番号は
T2020005003622です。

取扱いの範囲

適格請求書等保存方式において、課税事業者さまにお渡しする適格請求書は、当金庫の各種サービスにより消費税が課される手数料を頂戴する取引が対象となります。

このまちの未来をともにつくる



横浜信用金庫

適格請求書発行について のお知らせ

横浜信用金庫
令和5年9月